

2.12.3
1.290

寫

考秘第三〇二〇號

昭和二年十一月廿九日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿
逓送大臣 小川平吉殿
社會局長 官殿
大改神奈川兵庫各府縣知事殿

東京乗合自動車株式會社實用自動車部
外ニ社ノ爭議ニ関スル件
(第九報)

實用同志會爭議國ハ新友會ノ分裂後更ニ兩派營業所從業員紛爭

會社は始め吾が代表に會はぬと社かしたか遂に我々の要求に應じて代表とて交渉を開始するに
至つたのである。會社は弱り切つて居るが若しも會社が誠意を見せぬなら最後ま
踏張ると言ふ腹をきめなければ駄目だわ。今勝手な行動を採り、本部の統制に服さぬの
は交渉も不利にさせる者であり會社の犬なつた！
鈍く逆の結果も守れぬ會社の逆宣傳に迷はされるなり。勝利は近づくたぞ。正義とか
全体の利益とか皆々の誤魔化して我々の結果を乱しやうとした新友會の今では完全化の皮を剥
がれ、今こそ全従業員が利益を守らうと爭議を有耶無耶に棄つてしまふ。會社の御用を
勤めて居ると言ふことが明瞭にされた。一時彼等の策謀大業せられた人も今は續々
と吾同志會へ歸りて爭議費をとり納め、今後は必ず本部が統制を握ると言ふ事も誓つて居
り新酒の營業所にも新友會脱退の聲が挙つて居るぞ。
結束を崩す為には會社がある方法を採つて来るか決して誤魔化さぬぞ。本部は有利に
解決させる為には全力を盡して居るぞ。逆宣傳も策謀も潮飛はせし能くは結果として同志會を
守れ！！
一九二七、一一、二六

實用同志會 爭議團
本部